

2025年度
「NEDO先導研究プログラム／フロンティア育成事業」
に係る公募要領

【ご注意】

- e-Rad への登録の遅れや間違い、「e-Rad 応募内容提案書」の未提出が多く、提案書類不備となることが多く発生しております。
- 本プログラムへの応募には、NEDOへの書類提出に加え、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」へ所属研究機関及び研究者の登録が必要です。
- 複数機関の連名提案で応募する場合は、再委託又は共同実施先を除いた、全ての機関ごとに e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。
所属研究機関の登録手続きには日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。
e-Rad で応募基本情報入力を行わないと応募できませんので、余裕を持って登録手続きを行ってください。
- 各機関の所属機関及び研究員の登録が終了後、代表機関の応募代表者が e-Rad へのプログラム応募を登録してください。登録内容を PDF 出力した資料が「e-Rad 応募内容提案書」となります。必須の提出書類となっておりますので、上記全ての対応が提出期限までに終了している必要があります。

2025年1月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
フロンティア部

【受付期間】

2025年1月27日(月)～2025年2月28日(金) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4.応募方法4-2 提出書類」）のアップロードを行ってください。
- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出毎に受付番号を付与します。再提出時には、初回提出時の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を提出してください。
- 受付期間内であれば提出書類の再提出は何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、PDF形式等ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。
- 提出された提案書受理の連絡は、公募締切後に、代表機関の連絡担当者宛に受付番号を電子メールでご連絡いたします。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。**特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。**

目 次

頁

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 事業内容及び公募対象 | 3 |
| 2 応募要件・実施要件 | 5 |
| 3 提出期限及び提出先 | 6 |
| 4 応募方法 | 6 |
| 5 委託先の選定 | 9 |
| 6 その他重要事項・留意事項 | 11 |
| 7 公募説明会 | 11 |
| 8 問い合わせ先 | 11 |
| 9 NEDO事業に関する業務改善アンケート | 12 |
| 関連規程・資料 | 12 |
| 【別紙】 その他重要事項・留意事項 | 13 |

「フロンティア育成事業」に係る公募について

(2025年1月27日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025年度「NEDO先導研究プログラム／フロンティア育成事業」の委託先の公募を行います。このプログラムへの応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本プログラムは、2025年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1 事業内容及び公募対象

1-1 事業内容

我が国においては、脱炭素効果と産業創出の観点から、フロンティア領域（※1）の特定とそのため技術開発を進めていく必要があります。世界では、シェールガス・オイルの掘削技術を地熱に生かす技術開発やホワイト水素などの研究開発競争が激しくなっており、例として Breakthrough Energy Fellows では、将来的に脱炭素効果と産業創出が見込める領域に広く資金提供を行うだけでなく、事業化経験のある人材が伴走支援を行い、成長性を見極め及び成果の出口戦略活動に力を入れています。

他方、日本においては、これまで研究開発には力を入れている一方で、事業化に至る割合が少ないという課題を抱えており、フロンティア領域を定めた後に早期に研究開発に着手しつつ、事業化の可能性を並行して見極め、より大規模な開発投資を促進、あるいは、スタートアップ創出や事業化をすることが必要不可欠です。その際、特にGX分野においては需要が見えづらいことから、研究開発と並行して事業リスクに対しても早い段階からアプローチをしていく必要があります。

従って、2040年頃の社会実装に向けて、脱炭素効果削減と産業として成長するポテンシャルが相当大きいと思われるフロンティア領域で、初期的な研究開発ニーズがあるテーマに関し、事業化の可能性や大規模な研究開発に進むべきかを見極めるための研究開発をNEDOが後押しします。

これらを踏まえ本事業では、フロンティア領域毎にNEDOがPD（プログラムディレクター）を設置し、PDが研究開発の進捗管理だけでなく、成長性を見極め及び成果の出口戦略活動の後押しを実施します。

それにより、本事業の研究開発で発掘・育成した技術シーズを、産学連携等の体制の下で行う国家プロジェクト（※2）に発展させること、又は研究を実施した結果、より早期の実用化が期待される技術シーズについては、民間企業主導による共同研究やスタートアップの創出等につなげることを目指します。

（※1）将来的なポテンシャルが大きく、国としては重点投資していきたいにもかかわらず、技術開発や市場の不確実性といったリスクの高さや巨額の研究開発設備投資の必要性などの理由から、個社だけでは投資が進みにくいと考えられる領域のことです。2024年6月、経済産業省イノベーション小委員会中間とりまとめにおいて、継続したイノベーション成功モデルの実現のため、「技術・アイデア」から「新たな価値」「市場創造・対価獲得」に至るまでの横断的な取組として、今後、国による探索・重点支援に取り組むことが示された技術領域を指しています。

（※2）「国家プロジェクト」とは、国（府省庁、国立研究開発法人等）の資金による研究開発プロジェクトを想定しています。

1-2 公募対象

(1) 対象となる研究開発テーマ

本公募の対象となる研究開発テーマは、【別添1】に掲載した研究開発課題に該当する研究開発テーマとします。

研究開発テーマは、革新性及び独創性が高いものであって、研究開発フェーズにある現時点では取組の初期の段階であり、社会実装までの確実な見通しをつけることが困難であるが、研究開発に成功した場合、産業へ高いインパクトを与えると期待できるものであること、すなわち、ハイリスクではあっても、ハイリターンが期待できることを重視します。

研究開発テーマの提案技術の技術成熟度TRL(※3)は概ねTRL2~4を想定しております。

(※3) 各種文献を踏まえ作成したTRLであり、【別添2】(提案書記載様式)に説明されておりますので、ご参照の上、提案書中にチェックを記載してください。

(2) 研究開発の実施体制

本事業の研究開発の実施体制は、企業及び大学・公的研究機関等(※4)で構成する産学連携の体制、企業のみ、または大学・公的研究機関等のみによる実施体制とします。「財団法人」「社団法人」「研究組合」は企業に分類されます。

(※4)「大学・公的研究機関等」とは、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関とします(本資料において同じ)。

なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりませんのでご留意ください。

【認められる実施体制※】

- ① 企業のみで実施する体制
- ② 企業と大学・公的研究機関等が「連名提案」で実施する産学連携体制(代表機関は企業であることが条件)
- ③ 企業から大学・公的研究機関等へ「再委託」若しくは「共同実施」で実施する産学連携体制
- ④ 大学・公的研究機関等のみで実施する体制(事業化に向けて取り組むことが条件)
- ⑤ 大学・公的研究機関等からの「再委託」若しくは「共同実施」で実施する産学連携体制(事業化に向けて取り組むことが条件)

※国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりません

なお、本事業においては、フロンティア領域毎にNEDOがPD(プログラムディレクター)を設置し、当該PDが各研究開発テーマの進捗や成果及びその発表方法(知財戦略含む)、事業化に向けた体制構築や標準化戦略等を確認いたします。

(参考) NEDO委託業務事務処理マニュアル

連名提案：複数の機関で連帯した体制で提案し、機関毎にNEDOと委託契約を締結し、委託先となる場合

再委託：委託先が、委託業務の一部を第三者に委託する場合

共同実施：委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施する場合

1-3 研究開発テーマの実施期間・事業規模

本事業の研究開発テーマの事業期間（提案書における実施期間をいう。以下同じ。）及び事業規模は、公募課題ごとに設定します。応募の際は事前に本公募要領及び【別添 1-1】フロンティア育成事業公募課題における実施期間・事業規模等一覧」を必ず確認し応募書類を作成してください。

原則、外部性を取り入れた中間評価を行い、その結果、次年度以降の実施が認められたものに限り契約延長を行います。中間評価の結果によっては計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合があります。中間評価の際に求める条件（例）を【別添 1-1】フロンティア育成事業公募課題における実施期間・事業規模等一覧」に記載しておりますので、確認してください。

なお、実際の通過条件は、事業期間中にNEDOより提示いたします。

また、研究開発が終了した研究開発テーマについては、原則、研究開発成果、国家プロジェクトを含む産学連携体制による共同研究等の実現可能性やマネジメントの観点より、外部性を取り入れた終了時評価を行います。

1-4 事業形態・NEDO負担率

実施体制は、企業及び大学・公的研究機関等で構成する産学連携の体制、企業のみ、または大学・公的研究機関等のみのいずれかを公募において対象とします。

事業形態：委託

NEDO負担率：100%

- ・事業期間・規模は公募課題ごとに設定します（【別添 1-1】フロンティア育成事業公募課題における実施期間・事業規模等一覧を参照）。
- ・採択審査の結果、採択条件により、予算額の見直しを求める場合があります。
- ・提案の際は、提案金額の妥当性を精査するため、根拠となる資料・情報を整理し、説明できるよう準備をお願いします。
- ・技術開発の困難性等により、特に必要と認められる場合は、事業の進捗状況を踏まえた上で、増額することがあります。増額する場合の事業規模は、必要に応じて、「以内」を「程度」に読み替えて適用します。

2 応募要件・実施要件

2-1 応募要件

応募資格のある研究開発実施機関となる法人は、次の（１）～（９）までの条件、「基本計画」及び「2025年度実施方針」に示す条件を満たす企業、大学・公的研究機関等とします。

なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご留意ください。

- （１）PDと密に連携をとりながら、事業を実施することができること。
- （２）PDと密に連携をとりながら、本事業成果の発表方法や事業化などの出口戦略について検討することができること。
- （３）当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発の目標達成及び計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （４）委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、

- かつ、情報管理体制等を有していること。
- (5) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
 - (6) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
 - (7) 企業及び大学・公的研究機関等で構成する産学連携の体制で実施する場合は、各企業、大学・公的研究機関等の、それぞれの責任と役割が明確化されていること。
 - (8) 国立研究開発法人又は公益法人が、民間企業、大学、公的研究機関等と連携体制を構築する場合、他者に比べて優位性を有すること。
 - (9) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合には、国外企業等との連携により実施することができることとする。

2-2 実施要件

本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約

(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3 提出期限及び提出先

3-1 提出期限

2025年2月28日（金）正午アップロード完了※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式 X (@nedo_info) をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

参考：NEDO公式 X (@nedo_info)

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

3-2 【提出先】

公募ページに公開している Web 入力フォームから提出ください。

4 応募方法

本公募要領や各様式に記載の説明、FAQ 及び、後日、NEDOホームページに掲載される公募説明資料をご確認いただき提出書類を作成し、提出期限までに下記 Web 入力フォームへ必要情報の入力と書類のアップロードを行い、本公募へ応募してください。

- ・連名提案の場合は、代表機関が web 入力等の手続きを行ってください。
- ・他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- ・ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

4-1 提出方法

- ・Web 入力フォームで以下の①～⑱を入力いただき、⑲⑳をアップロードしてください。
- ・⑲にアップロードするファイルは、PDF 形式で1ファイルのみ、⑳でアップロードするファイルは提出書類毎（全て PDF 形式）に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。
- ・アップロードするすべてのファイルにはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードするファイル名や提出書類のファイル形式等の詳細は、「【別添 9】_提案書類チェック」の記載に従ってください。
- ・提出毎に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を⑰に入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。
- ・提出された提案書を受理した際には、公募締切後、代表法人連絡担当者宛に受付番号を電子メールでご連絡いたします。

■入力項目

- ① 研究開発テーマ名（※）
- ② 応募する研究開発課題
- ③ 代表機関の法人名称
- ④ 代表機関連絡担当者の氏名・ふりがな
- ⑤ 代表機関連絡担当者の役職
- ⑥ 代表機関連絡担当者の所属部署
- ⑦ 代表機関連絡担当者の所属部署連絡先
- ⑧ 代表機関連絡担当者のEメールアドレス
- ⑨ 代表機関の研究開発責任者（※）
- ⑩ 技術的ポイント（200文字以内）（※）
- ⑪ 連名提案する機関（連名機関）の法人名称と研究開発責任者（複数の場合は、列記）（※）
- ⑫ 利害関係者（※）
- ⑬ 再委託又は共同実施先となる法人機関の名称（複数の場合は、列記）（※）
- ⑭ 研究期間（提案する研究期間を記載。）
- ⑮ 提案額（提案総額を入力。）
- ⑯ 関係する研究開発テーマの事後評価報告書の名称等
- ⑰ 初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑱ e-Rad 応募内容提案書の課題 ID
- ⑲ 提出書類（提案書）（4-2 提出書類のうち提案書を PDF 形式にしてアップロード）
- ⑳ 提出書類（その他）（4-2 提出書類のうち提案書以外をアップロード）

※利害関係の確認について

- ・NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- ・その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図

ることといたしております。

- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①研究開発テーマ名、⑨代表機関研究開発責任者、⑩技術的ポイント、⑪連名提案する機関名（連名機関名）及び研究開発責任者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。⑩技術的ポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑫利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

4-2 提出書類

提出書類のファイル形式等の詳細は、「【別添 9】_提案書類チェックリスト」の記載に従ってください。

- 提案書（【別添 2】、【別添 3】）
- 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書（詳細は【別添 4】）
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は【別添 5】）
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は【別添 6】）
- 企業情報（詳細は【別添 7】）
- 直近の事業報告書（会社案内・事業報告書・財務諸表の送付状【別添 7】とともに提出）
- 財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）
- 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- 提案者情報記入シート（詳細は【別添 8】）
- GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況について（詳細は【別添 1-2】）
※NEDOからの委託先の企業は、提出が必要です（詳細は「【別添 1-1】 フロンティア育成事業公募課題における実施期間・事業規模等一覧」を参照）
- e-Rad 応募内容提案書（詳細は、参考資料 2_e-Rad 応募内容提案書について）
- NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- 当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が

連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

4-3 提出にあたっての留意事項

提出書類は日本語で作成してください。

- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から同一課題に複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

【再提出】

①提出時に受付番号が付与されます。再提出時には初回提出時に付与された受付番号を入力してください。

②再提出の場合には、再度、全書類を提出してください。

- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・「2 応募要件・実施要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Radポータルサイトをご確認ください。

【参考】e-Radポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

5 委託先の選定

5-1 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託予定先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

5-2 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 研究開発テーマの検討項目

革新的技術により新規分野における需要創出につながるようなイノベーションの創出に資する優れた研究開発テーマを採択するため、「公募目的・研究開発課題との整合性」、「研究開発テーマの革新性・独創性」、「技術的実現可能性」、「研究開発計画の妥当性」「研究開発成功時の波及

効果・インパクト」、「国家プロジェクト化や社会実装に向けた構想の妥当性」、「研究開発体制の妥当性」、「予算規模・配分の妥当性」等の項目を検討し、応募要件を踏まえ総合評価します。

特に、「研究開発テーマの革新性・独創性」及び「研究開発成功時の波及効果・インパクト」を重視します。また、効果的な予算投入のため、予算の多寡に応じた成果目標の達成困難性や社会的インパクトについても検討します。

ii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

(平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

iii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

5-3 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、研究開発テーマ名）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。公表は2025年5月下旬頃（公募締切りから約90日後までに）を予定しております。個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

5-4 スケジュール

| | |
|---------------|---------------------|
| 2025年1月27日 | 公募開始 |
| 2025年2月28日正午 | 公募締切 |
| 3月上旬～4月下旬（予定） | 案件検討（※5） |
| 5月上旬（予定） | 契約・助成審査委員会 |
| 5月下旬（予定） | 委託予定先決定、公表（プレスリリース） |
| 7月下旬（予定） | 契約 |

（※5）案件検討において、提案者に対して提案内容のヒアリングを行うことがあります。

ヒアリングを必要とする提案の応募代表者のみにご連絡いたします。個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

6 その他重要事項・留意事項

応募に際しての留意事項、事業運営及び実施に係る各種手続き、法令遵守に係る事項等を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載しております。応募に当たっては【別紙】を必ず事前にご一読ください。

7 公募説明会

下記のとおりオンラインによる説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。

なお、説明会は日本語で行います。説明会日時及び参加方法については公募ページをご覧ください。

<第1回>

【日時】2025年2月7日（金）10時00分～11時30分

【参加受付期限】2月5日（水）正午

<第2回>

【日時】2025年2月13日（木）15時30分～17時00分

【参加受付期限】2月10日（月）正午

8 問い合わせ先

本事業の内容や契約および提出書類に関する質問等は、以下の問い合わせ受付期間内に電子メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせや、提案する技術の内容等に関するお問い合わせ

合わせには応じられません。

ご回答までに時間を要することがございますので、時間には十分余裕を持ってお問い合わせください。

<問い合わせ受付期間>

公募開始～2025年2月28日（金）正午

<問い合わせ先>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部 先導研究ユニット

電子メールアドレス：enekan@nedo.go.jp

9 NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、ご意見については、本プロジェクトに限りません。

< https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html >

関連規程・資料

基本計画

2025年度実施方針

NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針

NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメント基本方針

公募要領（本資料）

別添1：2025年度研究開発課題「詳細資料」

別添1-1：フロンティア育成事業公募課題における実施期間・事業規模・提出資料一覧

別添1-2：GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況について

別添2：提案書作成上の注意（提案書記載様式）

別添3：実施体制図、総括表

別添4：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書

別添5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添6：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別添7：企業情報（及び、別添7とともに提出する直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表。

詳細は4-2提出書類を参照）

別添8：提案者情報記入シート

別添9：提案書類チェックリスト

参考資料1：NEDO先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について

参考資料2：e-Rad応募内容提案書について

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

①GXに関する取組への対応（詳細は【別添 1-1】参照。様式は【別添 1-2】を参照）

NEDOからの委託先の企業は、「【別添 1-2】GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況について」の提出が必要となります。提出の対象となる課題は「【別添 1-1】フロンティア育成事業公募課題における実施期間・事業規模・提出資料一覧」を確認してください。

本事業は、GX 経済移行債を予算として実施されており、内閣府の GX 実行会議において、GX 経済移行債による支援は GX 投資を官民協調で実現していくための「大胆な先行投資支援」として、GX リーグへの参画等、支援対象企業には GX に関する相応のコミットメントを求めています。そのため本事業においては、当該趣旨に鑑み、NEDOからの委託先の企業については、以下（i）～（ii）の温室効果ガス排出削減のための取組を実施することを求めることとしています（GX リーグに参加する場合には、これらの取組を実施したものとみなします。）。

ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2020 年度 CO2 排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができます。

（i）国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2025 年度（当該年度及び 2025 年度までの複数年間）・2030 年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況について第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

（注）第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合には Jクレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

②研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は【別添 4】をご参照ください。委託事業においては、研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（連名提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

③ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は【別添 5】）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企

業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載してください。

④NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(詳細は【別添6】)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託、共同実施先は除く。)において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出してください。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。(仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。)

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)や「NEDOにおける随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDOとの関係や契約に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・助成事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的

に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明す

る活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力を同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

N E D O は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(7) 中小企業技術革新制度（S B I R）

本事業は、「中小企業技術革新制度（S B I R）」において、「特定補助金等」の指定を受けています。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。

また、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、採択テーマ等）については、研究開発成果の事業化支援のため、S B I R 特設サイトに原則掲載されることとなります。S B I R 特設サイトでは、特定補助金等の交付を受けた中小企業の情報を掲載し、事業化支援を行っています。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDOは、基本計画及び毎年度策定する実施方針に沿って、本事業を運営します。NEDOが提示する基本計画及び実施方針を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント（詳細は添付資料）

本事業は、「NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」（添付資料）を適用します。本方針は、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。

本事業の研究開発テーマへの参加者は、本方針に従い、原則として研究開発テーマの事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発テーマごとに参加者間で知的財産の取扱いについて合意する必要があります。

また、本事業は、「NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針」（添付資料）を適用します。

(2) 受託業務の実施について

受託業務の実施に際しては、原則として、以下の対応をしていただきます。

①研究開発推進委員会の設置及び運営

進捗管理目標達成のための進捗管理等、効果的なマネジメント（将来の国家プロジェクトを含む産学連携体制による共同研究等立ち上げの企画検討を含む。）を行うため、産学の外部有識者を委員に含めた「研究開発推進委員会」の設置、運営を行うこと（この委員会において、研究開発の進捗が芳しくないことが確認された場合など、NEDOより、研究開発目標の達成に向けて、必要な指示を行う場合があります。）。

②NEDOが実施する調査及び情報発信事業への協力

本事業において別途NEDOが実施する調査及び情報発信事業に協力すること※。

※NEDOが委託する調査事業者が資料提出及びヒアリングのお願いをさせていただきます。

いずれの場合も各委託予定先の事情を十分に配慮し、委託予定先の不利益とならないよう柔軟に運営しますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

中間評価の採用により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。中間評価では、最終年の実施可否（計画の中止を含む。）や実施内容（研究項目の縮減を含む。）の決定に当たり、政府予算額を前提とします。

(4) 採択後の各種事務手続き

①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用させていただきます。

【参考】NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用規約

②資産の取り扱い

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。なお委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。また委託先は、事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。

す。

(5) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(6) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(7) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）仕様とする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時まで、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障輸出管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

委託先は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとしま

す。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(※1))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。(※2))に基づき、NEDOは資金配分機関とし

て、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html